

平成29年度 第3回 長野県食と農業農村振興審議会 議事録

日 時：平成29年6月12日（月）13時15分～15時15分

会 場：県松本合同庁舎 講堂

1 開 会

【農業政策課斎藤企画幹】

ただいまから平成29年度第3回長野県食と農業農村振興審議会を開会いたします。私は、農政部農業政策課企画幹の斎藤と申します。議事に入るまで進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

初めに、審議会委員の委嘱についてご報告いたします。本審議会は、「長野県食と農業農村振興の県民条例」に基づきまして、県が実施する食と農業・農村の振興に関する施策について、調査・審議するために設置されている機関でございます。15名の皆様にご委嘱申し上げているところであります。

一昨年8月5日から2年間の任期となっております、このたび2名の委員の方が変更になってございますので、ご紹介させていただきます。まず農業関係団体を代表いたしまして、本年3月まで委員をお務めいただきました小山英壽委員さんがご退任されまして、かわりまして、長野県農業会議からのご推薦によりまして、板花守夫様をお願いしております。また、同じく3月まで長野県議会の代表として委員をお務めいただきました丸山栄一委員さんが退任されまして、かわって、県議会からのご推薦によりまして、清沢英男様に、それぞれ4月から委員を委嘱させていただいておりますので、ご紹介申し上げます。

次に、本日の審議会の出席状況でございますが、春日委員さん、平林委員さん、埋橋委員さん、園原委員さん、堀委員さん、竹内委員さんの6名の皆様が、所用等によりまして欠席のご報告をいただいております。本審議会委員15名のうち9名の委員さんにご出席をいただきましたので、過半数に達しておりますので、条例の規定によりまして審議会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

また、本審議会は公開となっております、議事録のほうも県のホームページで公表いたしておりますので、審議内容を録音させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

次に本日の日程でございますが、予定しております会議事項につきまして、3時15分をめぐりご審議いただきますようお願いいたしますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、北原農政部長からごあいさつを申し上げます。

2 あいさつ

【北原農政部長】

農政部長の北原でございます。本日は、長野県食と農業農村振興審議会を開催いたしましたところ、委員の皆様方には、大変ご多用の中、ご出席をいただきましてありがとうございます。

また、委員各位には、日ごろから本県農業の振興に格別なご高配、またご尽力を賜りまして、この場をお借りして厚く御礼を申し上げさせていただきたいと思っております。

たまたま、本日は、県の総合5か年の審議会と重なったということで、そちらのほうの委員の方もいらっしやいまして、本日は9名ということでございますけれども。一方で現地も見ていただく中で、実のあるご議論がいただけるものというふうに考えております。

この審議会、この2月に、次期振興計画に対しましての諮問をさせていただきまして、10月には答申をいただきたいということの中で、委員の皆様方にはご検討をお願いしているところでございます。

ご承知のように、農業者の高齢化、人口減少、また経済のグローバル化、技術革新、これらの中、さらには多様な働き方ですとか暮らし方へのニーズ、こういうものの中、また消費者の価値観の変化、このようなさまざまに農業を取り巻く状況、また私どもの農村を取り巻く状況も大きく変化をしております。そんな中で、長野県の持つ強みや個性をしっかりとしかして、10年後、20年後の長野県の農業・農村のめざすべき姿、また、それを実現するための施策の展開方向、こういうものにつきまして、本審議会においてご検討いただき、ご提言をいただければ幸いかというふうに考えております。本日は、次期計画の骨子案をご説明申し上げまして、ご意見、ご提言をいただくこととしております。

本県の基幹産業としての農業の振興はもとより、暮らしの場として、また、ゆとりや新たなライフスタイルを求める多くの人々の移住や交流の場として、また、そして美しい景観や伝統芸能の維持・伝承の場としての農村、このようなものを今後ともどのように振興していくのかということが重要と認識をしております。さらに、食料供給にとどまらない本物の豊かさなど、消費者が求めます食の振興、これが、今後、求められる時代になっているのではないかと考えているところでございます。

今回の5か年計画におきましては、多様な価値観を持ちました県民各界、また各層の意見の上に、農業者、消費者だけではなく、全ての県民から理解と協働が得られる計画となるようにご審議いただければありがたいと思うところでございます。

また、先ほど申し上げました次期総合5か年計画、これの策定作業も進んでおります。そういう中では、今後の県づくりの方向性と共有できる計画にもしていきたいというふうに思っているところでございます。

さまざまな県民の皆様方、また、関係団体との対話やご意見をお聞きしながら、オール信州でこの計画づくり、進めてまいりたいというふうに考えております。本日の審議会の議論におきましても、今後の県政の方向性にかかる事項につきまして、委員の皆様方のご

意見をお聞かせいただきたいと考えているところでございます。本日、委員の皆様方には、それぞれのお立場から忌憚のないご意見、ご提言をいただきますことをお願い申し上げまして、開会に当たってのごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【農業政策課斎藤企画幹】

続きまして、配付資料の確認をさせていただきたいと思っております。お手元に、事前に資料を郵送させていただいておりますが、本日改めて配付させていただいているところであります。次第の裏面の資料一覧をご覧くださいますと、お手元にありますA4の資料1、それから資料2、さらにA3の、別紙と書いてあるA3のもの、それから参考資料としての、第2回審議会において各委員から出された意見、及び冊子、水色ですけど2冊ございまして、そのあとに今後の予定をお配り申し上げております。不足等ございましたら、よろしいでしょうか。

それでは、これより議事のほうに入らせていただきたいと思います。議長につきましては、条例の規定によりまして、会長が議長を務めることと定められておりますので、小林会長に会議の進行をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

3 会議事項

(1) 次期計画の骨子と盛り込むべき施策の展開方向について

【小林会長】

それでは、これから審議に入りたいと思っておりますが、皆様、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。新しく委員として参加された皆様、またよろしくお願いいたします。

本日は、午前中、現地調査、お疲れさまでございました。この松本地域の、いわば園芸農業、先端的な取組をされている、そういった経営体を視察させていただきました。やはり感じましたことは、特に園芸ということもありますけれども、その技術面、あるいはそのマーケティングと申しますか、そういったところに対する経営戦略と申しますか、そういうものも組み立てていく。そういったことに、いろいろな課題を持ちながら努力されていたという、そういったところに非常に印象深く感じました。また、どちらも若手の次の担い手の皆さんを育てておられるということが特徴でありまして、ここは非常に心強く感じたところでありますけれども。

ただ一方で、やはりそういった皆さん、特に新規に農業に参入される皆さんに対して、農地だとか、技術だとか、農場、そういったいろいろな点での、これからの支援というもの、これはしっかりやっぱりやっていくということは必要だなと、改めて感じたところでございます。

それで、本日は、事務局のほうから次期計画の骨子、それから施策の展開という形でま

とめていただいております。前回、いろいろご議論いただきました。そういった点も加味されて取りまとめられていると思います。まずは最初に事務局から資料の説明を受けたいと思います。お願いいたします。

【中村農業政策課長】

農政部農業政策課長の中村正人でございます。どうぞよろしくお願いいたします。私のほうからは、次期計画の策定スケジュール、それから骨子（案）について、ご説明をさせていただきます。着座にてお願いいたします。

資料1でございます。資料1のスケジュールをごらんいただければと思います。表の左側、総合5か年計画ということで、現在、5か年計画の策定作業を進めておりますけれども、ちょうど本日、第4回の総合計画審議会、県庁のほうで行われていまして、並行する形で、こちらのほうの食と農業農村振興計画の策定スケジュールも進んでおるといってでございます。本日は第3回目ということでお願いしておりまして、施策の展開方向等について、お話をさせていただくということです。

今後、7月、来月、東信地域、それから南信ですけれども、上伊那の地域、こういったところで現地調査を計画させていただいております。また、第4回目ということで、8月の下旬に、このときには、昨年度の実績、このレポートをお示しいたしますとともに、次期の計画の素案について、ご検討いただくという審議会を計画しております。また10月の末に、審議会、第5回ということで、こちらを経て答申をいただくというようなスケジュールを考えておりますので、よろしくお願いいたします。

こちらの答申を得た後、県のほうで中身を検討させていただいて、2月には計画案を公表し、3月には策定をさせていただくというようなスケジュールでいきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に骨子の案についてでございます。資料2をごらんいただければと思います。資料2でございます。次期長野県食と農業農村振興計画骨子（案）でございますけれども、今回の計画の特徴ということで、特徴として、現在の2期の計画の進捗の状況とか課題・成果、こういったものを今までご議論いただいたりしてきましたけれども。そこにあわせて、現在の食と農業・農村、こういったものの情勢を分析するというのが一つ。

それから多くの県民の皆様方との意見交換を通して、これからの農業農村のあり方、それからめざす姿を構成していくということが大事なと。

骨子の大きな柱につきましては、これまで2回ご議論いただいておりますけれども、そういったことを踏まえて、「農業」、それから「食」、「農村」といった3つの柱にしてはどうかということでございます。現在の2期の計画が、大きく「農業」と「農村」という2つの柱で6つに分けて考えていましたけれども、次期は3つの柱ということでどうかということ、皆様方のご意見をいただければと思っております。

もう一つ、4月から県のほうで地域振興局というものを新しくスタートしておりますけ

れども、この地域の課題とかめざす姿、これを県的なものだということで重要視をいたしまして、「地域別の発展方向」といったものを、この施策の展開方向のすぐ直近に位置づけていこうというような計画を考えています。

もう1点、重点的に取り組む事項ということで、より広域的であるとか、横断的な課題に対応するということを位置づけていくというような中身、これが骨子ということになるかと思えます。

以下、Iからありますけれども、構成の案ということでごらんいただければと思っております。

おめくりいただきまして2ページから3ページでございますけれども、これは策定の考え方とか情勢、こういったものですね、記載をしていった場合にはこういう案かなというイメージでごらんをいただければというふうに思っております。

次、4ページのほうへお移りください。III番として、めざす姿と施策の展開方向でございますけれども、基本目標、これは、次回の審議会でご検討いただこうと考えておりますし、今回、めざす姿と施策の展開方向ということで、本日、この部分をご議論いただくということでございまして、議論のための素材、これにつきましては、この後、事務局のほうからざっとご説明をさせていただこうと思っております。

地域別の発展方向につきましては、この部分は、この審議会と並行した形で10の地域振興局のほうで検討が進んでいるものでございまして、次回の8月末の審議会のときに、それぞれの地域の方向性、こういったものをご説明いただく、そんな段取りで考えております。

また、重点的に取り組みたいというものにつきましても、次回の審議会に案としてお示しをしていきたいと考えております。

次、5ページをおめくりください。次期の計画の施策の体系の案ということでございます。これまでの2回ご議論いただいたものを踏まえて、ちょっと柱立てを組み立ててみたものでございます。3本柱ということで、先ほどちょっとご説明しましたけれども、今回の施策の体系のねらいということで、1つは「産業としての農業の振興」ということで、経営体の確保とか育成という部分、それから農畜産物の生産、そして販売戦略、こういった3つの視点で、本県の農業をどのように振興していくかという部分を柱立てたらどうかと。

2つ目として、食の部分ですね。「消費者が求める「食」の振興」ということで、地消地産と食育、2つの視点で、食にかかわる関連施策を位置づけしていったらどうかと。

それから3つ目として、「暮らしの場としての農村の振興」ということで、中山間地を中心に、農村の暮らし、それから農業の持続的な営農という部分。それから多様な人材の方々との農村のコミュニティの活動ですね。それから地域資源を活用したいろいろなビジネスとかそういったもの。こういった視点で、農村の振興というものを図ろうとする、こういったものを考えているものでございます。

以上、ちょっと骨子の大体の案をご説明しましたけど、以下、基本目標から3本の柱が出ていまして、「農業」・「食」・「農村」という形で体系づけてまとめていったらどうかという、これまでの議論を踏まえた形であらわしてみたものでございます。私からは以上でございまして。

【農業政策課小林企画幹】

それでは続きまして、農業政策課企画幹の小林と申します。私のほうから、めざす姿、それから施策の展開方向等について、ご説明をさせていただきます。それでは座らせていただきまして、着座にて説明をさせていただきます。

まず、申しわけございません、資料2、今、課長が説明申し上げました資料2の6ページをごらんいただきたいと思います。参考資料といたしまして、本県の農業生産構造の状況について、2015年の農林業センサスをもとに推計したデータをまとめてございます。上から、経営体、真ん中が農地、一番下が農産物の産出額ということで、グラフでまとめてございます。

一番上の総農家でございますが、10万6,790戸、県内にございます。そのうち農業経営体と言われます、経営耕地面積が30アール以上、そして一定規模の生産面積、栽培面積や飼育頭羽数を持っている農家、そして直近1年間に50万円以上の販売額がある農家等が、農業経営体と言って5万3,808経営体で、約半分、50.4%となっております。それ以外の皆様、経営耕地面積が30アール未満、そして50万円未満の皆さんが自給的農家という位置づけになってございます。

その農業経営体の、さらに、うち中核的経営体ということで、8,694経営体でございます。全体の8.1%でございますが、この皆様は、認定農業者、それから認定新規就農者、それから所得や経営面積等から、市町村の基本構想の水準に達した者と言われる方、それから集落営農組織などがこの中核的経営体に位置づけられてございます。この皆様が農地全体10万8,900ヘクタールのうち38%を担っていただいておりますという形になりまして、その他農業経営体が26%、自給的農家はわずか9%という状況でございます。

産出額につきましては、中核的経営体が、全体2,916億円のうち75%のウエイトを占めておるといって、そのほかは25%という形で、自給的農家も含めてかなり少ないというような状況でございます。

まずこれを念頭に置いた上で説明に入らせていただきたいと思いますが、資料、1枚お戻りいただいて、5ページの施策体系をごらんいただきながら、別紙のA3のカラー刷りの資料をごらんいただきたいと思いますが、別紙のA3の資料につきましては、この5ページの施策体系別に、現振興計画の進捗と課題、めざす姿、施策の展開方向という形でまとめさせていただきます。

一番上にI-1と書いてあります。まず農業を支える経営体と人材の確保・育成の部分でございます。上に表等ございますが、真ん中辺りから下でございますが、農業者が減少

する中であっても、地域経済を牽引する農業経営体、この皆さんが高い経営力と雇用人材を活かしながら、効率化・高度化を進め活躍しているということ。そして2つ目のポツ、中核的経営体を支える意欲の高い就業者が安定的に確保され、就業者の資質向上を図るための体制が整っていること。そして3つ目といたしまして、新規就農者が安心して就農できる体制が整って、意欲的就農者が確保されていること。そして4つ目、集落営農組織や農業分野に参入した企業など多様な経営が図られておりまして、立地条件を活かした地域農業を支えるというような形をイメージしてございます。

上の表の中に、合計、現在、10万6,790戸、農家戸数ございますが、それが1割程度減る中で、中核的経営体は全体の1割程度という形で、微増の方向で考えてございます。中核的経営体のイメージが真ん中のイメージ図で書いてございます。下のほうにあります、認定農業者、基本構想水準到達者等を含める中で、この皆さんをトップランナーという形で、一定規模以上の経営体、私どもは販売額で3,000万円以上を目安として考えておりますが、こういったトップランナーを含む中核的経営体を育成してまいりたいと考えておるところでございます。

施策の展開方向でございますが、ここはキーワード的なものを載せてございます。1つ目としましては、企業マインドを持った経営者の育成・資質向上、法人化支援。そして中間管理機構を使った農地の集積・集約化等によりまして、中核的経営体の確保と資質の向上を図ってまいること。

2つ目といたしまして、就業支援、それから就業者の確保・育成、障がい者や高齢者など多様な人材の雇用を支援すること。そして外国人技能実習生の受入を支援するなどをして、安定的な雇用の確保を図ってまいりたいと考えております。

3つ目といたしまして、県の農業大学校、新規就農里親支援制度などによる新規就農者の確保、それから農業高校生、農家子弟等の就農環境整備を支援すること。そして、それらの皆さんの経営指導等の充実強化を図る中で、新規就農者の確保を図ってまいりたいと考えてございます。

4つ目といたしましては、集落営農組織の育成・法人化、それから企業の円滑な参入を支援する中で、地域農業を支える多様な農業経営体の育成を支援してまいりたいと考えてございます。

次に2ページをごらんいただきたいと思います。こちらは、(資料2の)5ページのI-2、消費者や実需者に信頼される産地の確立の部分でございます。品目が多いものですから、品目ごとに、課題、めざす姿、施策の展開方向等をまとめてございます。

まずめざす姿、土地利用型作物でございますが、生産工程の最適化、それから省力化技術の導入等によりまして、生産費の削減ということで、競争力の高い農業経営をめざしてまいります。そして、「コシヒカリ」を基軸といたしまして、県オリジナル品種の生産拡大、長野米ブランドが実需者に定着していく姿をめざしてまいります。

施策の展開方向では、中間管理機構の活用によります規模拡大、ICTの活用や省力化

技術の導入等の生産コストの削減、今年度から新たに取り入れます「カイゼン」手法を活用した生産工程の見直し・最適化、それから水田農業経営への園芸作物の導入などの複合化による経営体質の強化等に取り組んでまいります。

果樹につきましてはですが、こちらは儲かる果樹経営が営まれていることをめざすという形の中で、県のオリジナル品種の生産拡大、真ん中の表にございます、りんごで言うとシナノリップ、スイート、ゴールド、ぶどうで言いますと、種なし皮ごと食べられる品種ということで、シャインマスカット、ナガノパープル等を増やしていくということを掲げてございます。

右側にまいりまして、品種の拡大とともに、新植・改植の需要に応えられる苗木供給体制の整備、それらによりまして、「稼ぐ」果樹栽培の推進を図ってまいります。それからりんご新しい化栽培など、それから樹園地の継承等を行う中で、果樹産地の持続的な発展をめざしていくと。それから加工業務用・輸出仕様による栽培の拡大、シャインマスカット等の長期出荷体制の整備によりまして、消費者の期待に応える商品づくりや海外展開を図ってまいりたいと考えてございます。

野菜につきましては、夏秋期のシェアが高く、70%ということで、「責任供給産地」として、計画的安定生産による産地づくり等を進めてまいります。そのほか、施設栽培、特に果菜類やアスパラガス等の拡大を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

1ページおめくりいただきまして、3ページをごらんいただきたいと思います。続きまして、花き、花についてでございます。本日もごらんいただきましたが、高度な技術、高標高を活かした高品質・安定生産によりまして、専門店、輸出向けの販路が拡大して、競争力の高い花き経営をめざしていくという形でございます。トルコギキョウ、ラナンキュラス等、輸出を含めて生産拡大を図るとともに、キク類、カーネーション、アスター等についても、日常生活向けの需要の増加を見込んで増やしていきたいという形で考えております。やはり世界トップレベルの品質を誇る花きの輸出促進等にも力を入れていこうという形でございます。

きのこにつきましては、徹底したコスト削減によりまして、競争力の高いきのこ経営を営むようにしてまいりたいと思います。全国1位のシェアを誇っております品目、こういった物がございますので、生産コストの一層の削減による経営安定化、それから生産管理工程の改善強化によりまして、安心・安全・環境対策の推進を図ってまいりたいと考えてございます。

畜産につきましては、信州プレミアム牛肉等の高品質な畜産の効率的な生産、そして農家の経営安定によりまして所得の向上を推進してまいります。真ん中の表にございますHACCP・GAP等の導入、それからプレミアム牛肉や信州黄金シャモ等につきましても、増加させていきたいと考えておるところでございます。

一番下の水産でございます。水産は、マーケットに高く評価されております、信州サーモン、信州大王イワナ等の信州ブランド魚の種苗の増産・安定供給によりまして、高品質

で安定的な生産体制を構築してまいりたいと考えておるところでございます。そのほか施策の展開方向では、「釣り」を核といたしまして、地域活性化につなげる魅力ある漁場づくり等についても推進を図ってまいりたいと考えてございます。

続きまして4ページをごらんいただきたいと思います。これは基本方向のI-2のイとウの部分でございますが、環境農業、新品種・新技術開発等の部分でございます。まず環境農業でございますが、農業者の意識が高まり、そしてそれが、広く環境にやさしい農業が展開されることによりまして、消費者や実需者、それからそれらの皆さんにも、優先的に本県産農産物が選択されることをめざしてまいります。

施策の展開方向といたしまして、農業者への新たなアプローチによる環境にやさしい農業の取組を推進するほか、国際基準に対応したGAP、JGAP等のGAPの認証の取得の推進を図ってまいります。

技術研究につきましては、本県の農業関係試験研究機関の強みを活かした世界をリードする試験研究が展開されており、そして生産現場の課題解決のため、数多くの普及技術というものが開発されていくことをめざします。

右側のほうにまいりまして、オリジナル品種の育成、農薬に頼らない病虫害防除の技術開発、次世代を見据えた技術開発や温暖化に対応した技術開発等についても進めてまいります。それから生産現場の課題を解決するため、安定生産、低コスト・省力化技術の開発にも努めてまいります。また、農業分野の知的財産権の保護・活用の取組も推進してまいります。

そして普及でございますが、農業改良普及センター等では、試験研究と連携した、開発された技術の迅速な現地普及を推進してまいるとともに、多様な担い手の確保・育成を支援したり、市町村・農業団体と連携した農業現場における課題解決を支援してまいります。

続きまして5ページをごらんいただきたいと思います。基本方向I-2のエの部分でございますが、基盤整備についてでございます。基幹的農業用排水路、用水の安定供給の部分、畑かん施設の整備や改良による生産向上の部分、水田の汎用化や畑地化、樹園地の再整備によりまず収益性の向上の部分、それぞれ、栽培品目や経営規模、地形等に応じた基盤整備を図ってまいります。

施策の展開方向は、大きく2つございます。収益性を高める基盤整備の部分と効率性を高める基盤整備の部分でございます。収益性の部分では、インフラの長寿命化対策、それから畑地かんがいの高度化。水田の汎用化につきましては、輪作体系の確立に向けた排水対策、それから高収益作物の導入に向けました畑地化。りんご高密度植わい化栽培の導入に向けた傾斜の除去等と。そして遊休荒廃地等の再整備の中では、ワイン用ぶどう等の団地化についても支援を考えてございます。

効率性の部分につきましては、中間管理機構と連携いたしました区画拡大や畦畔の整備、そして、取水、分水ゲートの自動化、電動化、水管理へのICTの導入、用水路のパイプライン化等によるものでございます。そして樹園地につきましては、ほ場整備によりまず

集積・集約も推進を図ってまいりたいと考えてございます。

続きまして6ページをごらんいただきたいと思います。需要を創出するマーケティングの部分でございます。できた物をいかに売っていくかという部分でございますが、現在、「おいしい信州ふード(風土)」ということで統一ブランドのもと、オール長野で魅力が全ての県民に共有され、発信していくという形で取り組んでおるわけでございますが。これまでとこれからと書いてありますとおり、この「おいしい信州ふード(風土)」の再編・拡充について、追加検討をしてみたいと考えてございます。例えば「市田柿」などのGI登録品目、「佐久鯉」などの地域団体商標品目、信州ジビエ等の新たな特産品について、追加検討を考えてまいりたいと思います。引き続き、大使、公使、名人等による国内、県内、海外への情報発信を行ってまいります。

2つ目といたしまして、県内外で県産農畜産物の需要を拡大するために、JAグループ等と連携をする中で、品目ごとの強みを活かした販売戦略の展開、そして国際的なイベントとして、オリンピック・パラリンピックでの商談機会の創出も念頭に置いてまいりたいと考えております。

3つ目といたしまして、多様なマーケットニーズに対応した競争力の向上でございますが、1つは大量ロットのニーズ、これには、食料供給の責任産地という形の中で、安全・安心な農産物の安定供給を図る中で、実需者との強い信頼関係、こういったものを構築していく必要があるかと思っております。コールドチェーンの構築等について、考えてまいりたいと思っております。

もう一つは、少ロットの地域流通、直売所等の顔の見える流通など、多様なニーズに対応できる生産体制の構築でございますが、直売所間の連携、そして少量多品目のニーズに対応した流通体制の整備の構築についても、力を入れてまいりたいと思っております。

その下でございますが、世界水準の農畜産物によるもうかる輸出取引の展開、これは、ぶどう等、評価の高い県産果物を中心に、安定した取引が継続・拡大され、対象国のニーズに対応した輸出向けの拡大を図ってまいりたいと考えてございます。輸出品目や対象国を重点化する中で、商業ベースの輸出拡大、そして「長寿世界一—NAGANOの食」、これの海外での販売・PR活動を展開してまいりたいと考えてございます。

すみません、一番下、6次産業化の関係でございますが、6次化ビジネスの発展によります地域経済の活性化でございます。6次産業化の体質強化、それから既に事業化計画等できておるところのフォローアップ、そして事業規模の比較的大きな企業体などとの連携によります事業者の規模拡大を図ってまいりたいと考えてございます。

続きまして7ページをごらんいただきたいと思います。これは、第2期の計画にはなかった部分で、今回、基本方向のⅡとして「食」の部分を加えた部分でございます。大きくは、さまざまな食卓を彩る県産農畜産物の活用が促進されるという形で、本物を味わう食と食し方の提供ということで4項目。豊かな食によるしあわせな暮らし方の提案という形で3項目、施策の展開方向を掲げてございます。

1つは、若いシェフなどに対します、“地消地産”への理解促進や、地域食材、伝統食、郷土料理の情報発信等を行う中で、産地ならではの食べ方、地域食材の磨き上げを図ってまいります。2つ目、《とどける》のところでございますが、農産物直売所を起点とした地域内流通体制、そして県内の直売所間の連携という形の中で機能強化を図っていく。《つかう》という部分で、食の“地消地産”の推進でございますが、県内宿泊施設の食材を県内産に置きかえること。学校給食や福祉施設等での利用を促進すること。それから県内の食品関連企業での利用促進を図ってまいりたいと考えてございます。4つ目が民間企業との連携による地消地産の推進というかたちでございます。

下のほうにまいりまして、食育の部分等が中心でございますが、《まなぶ》という形で、学校、家庭によるもの。それから授業による学校での取組の食育の推進。《つづける》という部分で、「信州ACE（エース）プロジェクト」、食品ロス削減の県民意識の向上等、地域ぐるみでの取組の推進。《かんじる》という部分で、体験を通じた食育でございますが、市民農園など農作物の栽培を通じて食育が体感できる取組、それから家庭菜園等をやりたい方が農地を手軽に利用できる体制の整備等も考えてまいります。

続きまして8ページをごらんいただきたいと思っております。最後、基本方向Ⅲの部分でございます。暮らしの場としての農村の振興でございます。大きく3つに分けてございますが、さまざまな人が支える営農活動が展開されておるということで、地域住民や都市住民など、多様な人材との協働によりまして、水路・農道等の農業施設を維持して、地域の特徴を活かした営農の展開をめざしてまいります。

それには、右側でございます中山間地域農業直接支払事業、それから多面的機能支払事業、そういったものを、都市住民との協働等によりまして継続的に取り組んでまいること。そして、野生鳥獣から農作物を守る地域ぐるみによる効果的な対策も支援してまいりたいと考えてございます。

大きい2つ目ですが、人と人とが触れ合い、笑顔あふれる暮らしが展開ということで、魅力あふれる農村づくり、人が移り住み、お互いを尊重しながら支え合う農村が形成されること。そして、障がい者や高齢者が就農しやすいユニバーサル農業の取組。移住者を含めた地域住民によりまして、農村文化が継承されていること。農ある暮らし、好きなこととかやりたいこと、こういったことを両立させた一人多役など、多様な働き方の展開という形で、右側にあります、移住者、定年帰農者の確保、それから都市住民などとの協働によりまして農村コミュニティ活動の取組支援を図ってまいりたいと考えてございます。

そして最後、地域の強みを活かした農村景観や地域資源の維持活用ということで、農村住民みずからの工夫によりまして、景観とか、歴史的な農業資産、伝統的な農村芸能、それに加えて、利用価値のある空き家や遊休農地、こういったものを、観光とか農村ビジネスに利用して展開を図っていったらということを考えておるところでございます。

以上、施策体系別にまとめさせていただきまして、細かいところでございますが、8ページにまとめさせていただいておりますので、めざす姿、施策の展開方向等につきまして、

ご意見を賜ればと思っております。説明は以上でございます。

【小林会長】

ありがとうございました。

(2) 意見交換

【小林会長】

ただいま事務局から説明を受けたわけであります。全体として、次の計画のデッサンが示されたということだと思います。最初のA4の資料2の5ページの基本目標として柱立てがされました。前回の議論でも出てまいりましたが、やはり経営体、人の育成・確保ですね。これはやっぱり最初に出てきている重要課題だということだと思います。

また、特に今回はその「食」というところに焦点を当てた項目を、こういった形で強調してきたということも特徴だと思います。

それから農村振興を含めて、中山間地の問題、当然でございますし、それから前回の審議のときにも、人の定住といいますか、外からの人々が、農村を含めたところに移住してもらうようなことを含めて、そういった課題も結構ここで出ていたと思います。

なお、この計画とあわせて、県全体の総合計画が取りまとめられていることですので、おそらくそういった中での一つの大きなポイントだと思いますので、こちらのいろいろな議論もそういったところにまた反映されていく部分があるんじゃないかというふうに考えています。

それからまた全体の構成として、1ページのほうにあります地域別の発展方向という、ここが、10地域、それぞれ特性がありますから、この全体の基本計画、振興計画と、この地域別の方向とが、有機的にやっぱりつなげていく形になるのが非常に望ましいし、現場の皆さんにとってもわかりやすいだろうということで、こういう形で、何ていいますか、計画上も位置づけてもらうのは非常に意味のあることかなというふうには考えた次第であります。

いずれにしても、こういった枠組みと、それからA3の大きいほうで示されました、これからの、項目ごとに、そのめざす姿と具体的な施策の展開方向、これが今日の議論のポイントになるかと思えます。それでこれからご審議をいただきたいと思えますが。

まず、配付された資料につきまして、その質問事項、具体的にここはちょっとどうなんだということがありましたら、最初にそれをいただいて、その後、具体的なご意見を承りたいと思えますが、特に質問ということではどうでございましょうか。よろしゅうございますか。織田委員、どうぞ。

【織田委員】

ちょっと骨子の案のところなんですけれども、特徴の上から3番目の「骨子の大きな柱は」というところで、「食」は県民など多くの人にしあわせをもたらすもの」ってなっているんですが。これ、「県民など」って言うんじゃないで、**「県民に」**っていうふうに言ってもいいんじゃないかとちょっと思ったんですが、その「など多くの人」というところの意味合いがちょっととれなかったんですけど。

【小林会長】

その表現について、ちょっとお願いします。

【中村農業政策課長】

もちろん県民の皆さんにとって大事なものですが、あわせて県外とか、そういうものに目を向けていくと、県民の皆さん、それから全国の皆さん、ひいては世界の皆さんぐらいは、やっぱり視野に入れていきたいと。特に高原野菜等、全国シェアナンバー1を誇っていますから、そういった部分は、全国の食卓を支える長野県という部分もあろうかなという意味で、ちょっとこの辺は大きく出たかなと思っています。

【小林会長】

よろしいですか。おそらくあれでしょう、具体的な計画になるときには、そういった皆さんなどってということじゃなくて、もう少し具体的におそらく、趣旨をもうちょっと明確化されるということでもいいですよ。

【中村農業政策課長】

はい、そうでございます。

【小林会長】

よろしいですか。ほかにご質問、どうでしょう。それでは、もしまたございましたら、意見の途中でまたそれを加えていただきたいと思いますので。それでは、今日の、委員の皆様のご意見とご意見をいただきたいと思いますので、ちょっとまた順番で恐縮ですけども、大体この時間の制約がありますので、長くて5分ぐらいの感じでちょっとご意見を賜りたいと思います。では最初に嶋崎委員、早速ですが、お願いいたします。

【嶋崎委員】

何・・・

【小林会長】

ご意見、要するにこの今回示された骨子と、それから具体的な話としては、このA3の

横長のほうのめざす姿、施策の展開方向、これがこれからの計画の中身としてのへそになっていくと思うんですね。そういったところを中心に、もちろんそれに限らず、いろいろなお意見あれば、よろしくお願ひいたします。

【嶋崎委員】

先日、資料をいただいて、ちょっと読ませていただいたんですけども。特に大きな面ではなく、いい方向に向っているなという気はいたします。ただ、先ほどの話も含めて、1つ質問を含めて、先ほど別紙の中で、トップランナーという規格の中で、3,000万円以上という、事務局というか、県のほうから報告があったんですけども。トップランナー、3,000万円以上というのは、非常に、今、ここで時間がありませんが、厳しい感じがありまして、雇用の問題、今日の2つ行ったところ、とても雇用というのはできてない、課題になってない。それから法人化、国が法人化するという中で、法人にするともう経営はすぐ真っ赤になります。この辺について、どのような、全体的に新規就農者等を含めて、県が思っているのかということですね。

それから別紙の2ページ目ですかね。2ページ目の一番最初に、5ヘクタール以上の水田経営体が461から617に増えているという項目でございますけれども。5ヘクタールが増えたというところですね。これは、もうちょっと表現を変えなくちゃいけないのは、一反歩が50枚増えても、100枚に増えても、これ、意味がないわけで。例えば1枚当たり5反歩、1町歩あれば、5ヘクタールでもいいけれども。ただ、面積は増えたけど、枚数が増えたんではいけないので、これまた皆さんの支援の方法として考えていただきたいと。

それから同じ2ページの一番右の発展方向の野菜についてなんですけど、この下から5、6行目のところに、水田を活用した加工・業務用云々と書いてありますけれども、これについて、水田農家に加工・業務用野菜をつくらせるのか、水田を使って農家さんにつくらせるのか、もしくは、一番これから、先ほどからある、定年帰農者ということが数ヶ所出ていますけれども、私なんかは逆に言う、定年された帰農者等に、全国的に普及されている加工キャベツなんかもそういうふうにつくらせるべきじゃないかなという提案を含めて、どのように県が思っているかということでございますね。

あとは、結構いい文章がございまして、あとは5ページですかね。この施策の展開方向の中で、上から3行目、畑地かんがいの高度化を図るということが、その一番左にも書いてあるんですけども、高原野菜や果樹の安定生産と言いますけれども。とてつもなくお金がかかるわけで、これをただ構造改善と同じように、10年前に申請した、県外でございまして、10年前に構造改善してくれといったら、やっとなんか10年目になって国から数億の金をもらって始めたら、もう既にやる人がいなかったという例も、前も言いましたけれども。よく考えていただかないと、畑かんをやれば野菜等ができるという、高収益の物ができるというのではなくて、よくその辺も理解していただいて、どういう基準をするかということとで考えていただければ、今回の、私は、計画は、まあまあとしてですけど、いいことだ

と思っています。

あと、毎度のことでございますが、やはり新規就農者とか、青年就農給付金、さっきいちごの山田さんも言うておりましたけれども、これに対する国の施策が少しずつ変わってきておりますけれども、やはり今回のように、農と農業を分けていることから見ると、県も、やっぱり数字を持った、先ほど説明のほうで農業経営体とか、中核的経営体というのは数字で出ておりましたけれども、できれば、担い手とは誰なんだと、認定農業者というのはどういうランクのことを言うんだということを、ぜひ、またどこかつけ加えるところがあれば、数字的なものをぜひ入れていかないと、非常に担い手とって、85歳の方が担い手になっているようでは、あまり意味がないかなと思います。

最後に、これは案の中ですね、普通のほうの案のほうで、Ⅱの1の(2)の人口減ということでございますけれども、私は全然心配しておりません。2050年に確か1億を割って9,700万人ぐらいに日本の人口が減ると思っているけど、それ以上に農業人口が減りますので、農業はどうかといたら、農家も減るということになると思いますので、農業人口のほうははるかに減るということを考えれば、こういうことをあまり心配しないほうが、個人的にはですよ、書くのは結構でございますが、要らないんじゃないかなというふうに思っております。以上でございます。

【小林会長】

ありがとうございます。今、ご指摘いただいた、それぞれの項目のポイントにかかわるし、かつ、これからおそらく事務局のほうでまとめられる各要素ごとの目標ですね。それにかかわってくる事柄が多かったと思います。特に3,000万円の考え方にしても、それから農地をまとめる話とか、等々。今日のそういったご意見を踏まえながら、これから具体的な、その目標だとか、課題の整理に取りかかっていたくんでしょうけれども。例えば3,000万円の考え方とか、幾つか議論の基本にかかわる部分があるものですから、ちょっと幾つか、現段階でご説明できることがあれば、ちょっと説明をお願いいたします。

【北原農政部長】

トップランナーという考え方、名称はともかくとして、やはり長野県の農業の本当の中核を担っていただいて、生産額をたたき出していただける方々っていうものに対する一定の定義づけと、それからその方々に対する施策はきちんとやっていくという方向性は、私ども、次回の5か年について、非常に肝になるところだというふうに考えています。そのときに、トップランナーという名称がいいのかどうかは、これからのご議論の中で詰めさせていただきたいと思っておりますし、3,000万円というのも、1つには、統計的にベンチごとに把握ができやすいということと、所得率、単純に家族経営で見れば、所得率で所得が1,000万円になるという、そういう点の中で、1つの数字を区切るということの中での指標として、事務局では考えましたけれども。今回は、委員の皆様方の、そういうところも含めてのさ

さまざまなご意見を頂戴した中で、次回にはもう少ししっかりとした数値的なもの、指標的なものとしてのご提案ができないかなということで、今回は事務局の口頭での1つの検討の案ということで、3,000万円という数字を出させていただいたということです。

【小林会長】

ありがとうございました。では続きまして、菅沼委員、お願いいたします。

【菅沼委員】

基本方向は、大変いい方向だなと感じました。足してほしいなって思ったのが、農業を支える経営体と人材の確保・育成の中で、いろいろ謳われているんですけど、今、若い人の農業者の中で問題になっているのが、農業の経営移譲というのが結構難しい。しっかりやっていたらしゃって、僕もいろいろな農業団体に所属しているんですけど、もう30、40になっても、働き盛りなんだけど、なかなか経営移譲が進まないということで問題になっています。当然、農業自体に定年がないもので、おじいさん、おばあさんなり、お父さんなり、しっかりやってくれてありがたいことではあると思うんですけど。やはり世代交代が進まないと、発展というのがやはり遅れる可能性もありますし、若い人のやる気っていう部分にもつながると思いますので、そういった部分がどこか、経営を円滑に継承できるようなことを推進できるような施策、方向もあってもいいのかなと。農業者年金なんかは、よく、経営移譲しないと年金が支払われないなんていうふうにちょっと促進させるようなこともされているようなんですけど。こういった施策でも、どうにかして若い人、やる気がある人が、形だけでもいいかもわかりませんが、まず親から自分の名前に経営体を変えるということがまず初めかなと思うんで、そういったことがなかなか進まないところも、なかなか移り変わりっていうか、時代が遅れていっちゃう要因になるのかなと感じました。

あとは、今日、視察をさせていただいた中なんですけど、上條さんの株式会社フラワー・スピリット、ああいった上條さんのような強いリーダーと組織があると、研修生の方もよく育つんだなというイメージもあるんですが。その反面、やはりそういったリーダーもつくらなければ、育成しなければいけないとは思んですけど、その方たちばかりで全てができるわけでもないんで、その次に行ったあづみ農業協同組合さん、産地づくりをしているということで、いちごをつくっておられたんですけど。ああやって地域で、あるいは県や市町村、あるいは農協といった、ちょっと広い範囲の団体が、これをつくろうっていうふうに支援し始めて、その中から、研修をしたりとか、その研修生がどういうふうになれば暮らしていけるかっていうビジョンが多少見えているような気もしましたので。

そういった面で、「おいしい信州ふード(風土)」なんていうこともうまく利用しながら、マーケットニーズはもちろん考慮して、産地としてどういった品目を取り入れるか。そしてそれをどうやって、JAなり市町村で推していくかと、あづみ農協さんみたいに、研修生を受け入れたときに、うまく細かく指導ができる可能性はあるんじゃないかなと、それ

で育つ可能性もあるんじゃないかなと感じました。以上です。

【小林会長】

ありがとうございました。それでは武田委員、お願いします。

【武田委員】

それでは私のほうから、まず第1点ですけれども、長野県の農業がこれだけ、今、一番ブレイクしたのはシャインマスカットだと思いますけれども。やっぱり技術研究が、やっぱり一番進んでいかないと、トップランナーの座が危ういんじゃないかなという。特に、今、皆さんが感じていられるように、異常気象で温暖化、温暖化っていうのは、ただ暖かいだけじゃないんです。今日もそうですけど、寒いと暑いがすごく拡大するというようなことで、この気候に合った技術を県の試験場で開発していただきたいと。

この前でしたかね、森林税があるんだから農業税をとって、こういう資金をそういう技術開発に向けたらどうだというようなことも、私は必要じゃないかなというふうに思いますし、それによってオリジナルの、長野県独自の作物ができてくるんじゃないかというふうに考えます。

もう一つは、マーケティングの中で思うことは、長野県の松川村が男性長寿日本一と。その長寿日本一の松川とは言いませんけれども、長野県ではそういうイメージがあるわけですから、この長寿に役立っているものは何かとか、そういう、せっかく世界一の長寿の男性長寿ですから、こういうものもやっぱりアピールしていく必要があるということを思いますし、また、今、特にこういう飲料とか食品がそうですけれども、機能性を、これを食べたら治ったとは言えませんが、予防できたというような開発をやらないと、既存のただ野菜を、ただやっていただければ、ちょっとそのアピール度がと言ったらおかしいんですけれども、やっぱり高齢化してきて、サントリーの「セサミン」もそうですけれども、機能性食品もちょっと考えて、長野県は入れるべきではないかなというふうに思います。

もう一つは、都内に行って販売をしたりいろいろしますと、誰が買い物に来るんですかと、それは奥さんでしょうと。長野県には農業女子っていうのがあるんですけど、本当は販売のところでイケメンがいたほうがいいですよと、私は聞いているんです。ですから、日本の中でまだイケメンで販売したところはないわけですから、どこも女子、女子と言うんですけど、買い物に来るのは女性ですよ。それも30代から40代の男性がいいっていう、ちょっと意見を、私聞いたとき、なるほどなど。そんなようなことも、ちょっと県のほうも検討していただければいいのかなというふうに思います。

もう一つは、今日も農林省のほうで、農泊ということで、この秋から何かやるようなんですけど。こういう中から長野県の農村や暮らしを見直すと言ったらおかしいですけど、やってみたいなんていう人が出てくる可能性が大ですから。私も、研修生とかいろいろ受け入れるわけなんですけど、一番困っていることは、家庭に来て宿泊をしていただくと、その食事

のことだとかいろいろ、うちの家内が大変苦勞するっていうか。こういう中においては、何かもう少し、仕出し弁当みたいなものじゃないですけど、今日もいただいたようなもので、おもてなしというか、何かできないのかなという。そういうあたりへの組み立てをしないと、一般家庭で「さあどうぞ」ということはなかなか難しいかなというふうに思いますし、広がらないのかなというような感じも考えます。以上です。

【小林会長】

ありがとうございました。そうですね、お二方、意見いただきまして、担い手対策の基本的な課題も提起されましたし、技術研究、開発の話も提起されました。そういったところがまたこれからの大きな目標づくりで検討していかれると思うんですが。ちょっと個別の事項としまして、経営移譲の問題とか、それから機能性食品、今度、食という項目をまた重視していくことにもなりますので、こういったところについて、あるいはまた農泊ですね。現時点で何か、方向だとか、検討してみたのがもしあれば、ちょっと説明お願いいたします。これからであれば結構です。

【小林農村振興課長】

経営移譲の関係ですけれども、現時点でこれだというようなことは、考えているという部分のところまでいっていませんけれども。菅沼さん言われたとおり、非常に経営移譲、重要な部分かなというふうに考えています。新しい世代の感覚で、今の人たちが求める物に対応して、それをつくっていく、販売していく、そういうような対応を進めるっていうことに対しては、やはり世代交代って非常に重要になるかなというふうに思っていますので、その辺のポイントは、今後、検討していくべきことだというふうに思います。

【伊藤農業技術課長】

機能性食品の関係ですが、現在、試験場においても、さまざまな機能性を具備したような野菜、あるいは麦ですとか、あるいはポリフェノール関係が多いぶどうですとか、そういった部分に着目した品種開発等も進めておるところでございます。そういったものっていうのは、既に実用化されて企業さんに使っていただいているものもあるということで、非常に、将来に向けたちょっと可能性というのがあるかなというふうに考えているところです。

一方で、なかなかその新しい機能を具備させるというところが、簡単には技術開発がなかなかできないということですので、一つ、実需の皆さんなり、そういった皆さんの意見を聞きながら、目標を絞り混んで開発を加速化していくことが必要じゃないかなというふうに考えています。

いずれにしても、消費者へのアピールという中では、そういった機能性があるということは、間違いなくプラスの評価につながりますので、そういった部分は、育種の中で特に

重視しながらいきたいなという方向で、今後、展開のほうを考えていきたいなというふう
に考えております。

【小林会長】

農泊はまだこれからですか、特になければ結構です。

【北原農政部長】

そうですね、長野県の場合には、スキーから始まっての農家民宿、それから南信地域で
すとか、上田地域でやっています、修学旅行での農家への滞在、宿泊、こういう取組って
いうのは、しっかりとやってきたわけですし。そういうものをもう一度組み直す中で、今
回の新しい農泊の制度の中で、どういう新しい活用ができるのかってというのは、一つの新
しい考え方だと思いますし。あと、個々の農家の方々が、新しい農泊の制度の中でどうい
う取組をするのかってというのは、そこはちょっとまだ、詳細が、農泊という言葉だけが躍
っている状況も実際にはありますので、そこはよく見極めながら、これから考えていき
たいと思っています。

【小林会長】

ありがとうございました。それでは続きまして、板花委員、お願いします。

【板花委員】

紹介をいただきました板花でございます。それでは4ページをお開きいただきまして、
ただいま武田委員さんからもご指摘があったわけでありましたが、まず長野県の技術対策に
ついて、特に力を入れていただきたいとこんなふうに思っております。とりわけ今年から
県の組織が改革をされて、振興局に相なったわけでありまして。とりわけより地域で特色の
ある技術体制の確立をお願いしたいということでございます。とりわけ中信地区等につい
ても、水田中心に、今日も視察をいただきました果樹、あるいは園芸作物の主産地でもご
ざいます。そういった地域に合った技術体制の確立と新技術の体制を確立して、長野県と
してあるべき、やっぱり産地化を確立していくということが第一だろうと思えます。最近
は少し技術体系、あるいは普及所体制が、少し弱いって言えば語弊がありますが、やは
り要員的にも充実をしていないという部分もありますので、その点等については、強くひ
とつ、私の立場から要請をさせていただければとこんなふうに思っております。

それから第二点は5ページでございますが、とりわけ私の立場からしますと、荒廃遊休
農地対策の裁量をしなきゃならないということではありますが。特に長野県の場合は、中山
間地が多くて、遊休荒廃農地が、特に新聞紙上でもいろいろ言われているわけでありま
すが、分母を少なくしないとどうにもならないというのが現実問題でございます。これらに
対する基盤整備事業を新たに、今回、整備の施策の中で出てきているわけでありましてから、

この点についても積極的に、中山間地域の基盤整備事業をやると。そして、各地域が特産のあるものづくり、生産体系の確立をしていくということは、前段申し上げました地域振興局との兼ね合いも出てございますので、それらについては、十分、確認をさせていただければとこんなふうに思っています。

それともう一点であります、先般も新聞に出たんですが、いわゆる未登記農地の問題が出てございます。22.6%でございますから多いんですが。これらについても、いわゆる農地の集積・集約がスプロールされるような園地が非常に多いというようなことでございますので。こういった、いわゆる未登記農地に対する解消対策、具体的に農政部として、やはり頭を突っ込んでいかなきゃならない、あるいは農業委員会でもその方向で対処していかなきゃならない、これが一番大きな問題でもございますので、そういった点では、ぜひこの点についても配慮いただければ幸いかなとこんなふうに思います。

それからもう一点、3点目でございますが、特にマーケティング問題、販路拡大に対する最近の傾向としては、一元集荷・一元販売というJA体制が崩れてございます。特に法人化なり、集落営農なり、あるいは大型、大規模経営農家に対する対応・対策が、非常に代金決済等、担保されないような販売戦略をとっているような農家も出てございますけれども。こういった、いわゆる販路、販売、それから代金決済等々の問題についても、やはり県の立場の中でがっちり指導をしていただくような体制づくりで指導していただく、こんなふうに思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げまして、以上3点、私のほうからお話し申し上げました。以上でございます。

【小林会長】

ありがとうございました。では続きまして、赤羽委員、お願いします。

【赤羽委員】

では、私のほうからは、3点、お願いします。最初に1ページなんですけれども、右側のほうに出てくるんですけれども、農地中間管理機構による農地の集積・集約化というようなことで、この言葉っていうのは2ページにも5ページにも出てくるんですけれども。聞くところによると、いわゆる長野県、全国的にもそうらしいんですけれども、農地中間管理機構を通した農地の集積・集約化がなかなか進んでいないという現実があるようで。それで、やはり、国は政策誘導として、中間管理機構を通せばいろいろな事業がやりやすくなるというようなことをやっているんですけど、なかなか思うように進まないという現実を聞いています。

その中で、これ、何がそのネックになって、その中間管理機構を使ったほうがうまくできるんだろうか、そこら辺の分析をした上で、施策として出していただきたいと思います。言葉では、施策の展開方向で、いろいろな形で利用して、利用してと出てくるんですけれども、具体的にそこら辺のところをうまくこう使って進むような、そういったことを、その

施策の展開方向の中でしっかり盛り込んでいただければというふうに思います。

それと2点目ですけれども、5ページですね。稼ぐ農業を支える基盤整備ということで、基盤整備の項目を入れていただいたんですけれども。先ほど嶋崎さんのほうからも話がありましたけれども、やっぱりスピード感が必要だっていうこと。何でなかなかスピード感が出ないんだろうかっていうと、やはりその、必ず土地改良事業、農業農村整備事業、地元負担金があって、農家の人が負担をしないと、国・県・市町村とお金は出してくれるけれども、最後は農家の人がお金を負担するということがあって。今の農家の人たちってというのは、もう俺の時代に金を出すのは嫌だというような形の中で、そうやってわざわざこれから整備して借金を残すのは嫌だみたいな話になっちゃいますので。そこら辺、国もいろいろ制度を考えてきていますので、ぜひ、そういったものを表に出して、こういったものが地元負担のないような制度を考えてきていますので、それをうまく使って進むように、施策のほうで考えていただければというふうに思います。

それから8ページですけれども、暮らしの場としての農村の振興ということで、一番左側の表で、左側のところの一番上です。中山間地域農業直接支払事業の取組状況ということで、22年から28年までの協定面積の表がございますけれども。見ていきますと、どんどん、どんどんと、基本的には減っているんですね。少し28年でわずかに増えていますが。いわゆる中山間地農家の所得補償という制度だというふうに理解しているんですけれども。やはりこういった、せっかく国が用意してくれたこのお金が、使えない状況がどんどん出てきているということで。これをちゃんと使えるようにしていく仕組みというか、どんどん、その農家の人たちはもう年をとったからやりきれない、だからもうやめたってということで、もったいないお金が出ちゃっているということで。ここら辺のところを、やはりその、農家だけじゃなくて、いわゆる農地を持っていない集落の人たち、そういう人たちの力を、集落の力を借りながら、このお金がもらえるような仕組みをやはり考えてやって、これを減らさないように考えていくべきではないかと。その下のほうにある多面的機能支払のほうは面積が伸びているんですけれども、多面的機能支払と中山間地域農業直接支払をうまくこうリンクして、面積というか、直接支払のお金が失われないような、そんな仕組みをぜひ考えていただきたいなというふうに思います。以上です。

【小林会長】

ありがとうございました。お二方からさまざまな基本課題、提起されましたけれども。一つ、あれですね、特に技術研究について、地域の特徴に合った開発といいますか、そういった、普及も含めた問題提起がありました。先ほどの計画でも、地域計画とのバランスでいくみたいな話もありますので、ちょっとその点を踏まえて、これからの検討がありましたらお願いします。

それから、やはり中山間地の対策ですね。これ、基盤整備もありますし、それから直接支払の課題もありました。そういった、これも課題につきましたの対策が一つのポイント

だと思しますので、これも現時点での検討状況なりをお願いしたいと思いますし。また、なかなか難しいですけれども、中間管理機構の評価と、これからの、さらにそれをうまく活用できる方策というの、これ、また、県とか地域によっていろいろ状況が違うと思うんですが。この辺ももし、現時点での対応がありましたら、説明、お願いいたします。

【伊藤農業技術課長】

それでは1点目の地域の特色に合った技術開発という点でございます。今後、地域計画も作成されるわけでございますけれども、現行の地域計画の中でも、各地域でやはり力を入れていく作物が違っておりましたりとか、あるいはその用途ですとか、そういったものもそれぞれ個別に個性があるところでもあります。試験研究も、今までも中長期的なオール長野県という課題とあわせて、それぞれの地区の課題、あるいはそれぞれの地域の個性ある作物についての課題検討、あるいは技術開発というのも行ってきております。

長野県のやはり特色は、それぞれの地域で、それぞれ、さまざまな物がつくられているというのが大きな特色だというふうに考えておりますので、試験研究の中でも、そういったもの、非常に重要なポイントだというふうに我々も考えておりますし、やはり地域の課題、あるいは地域の推進方向に合った試験研究というのを、今後、さらに進めていくという方向性になるかなというふうに考えているところです。以上でございます。

【小林農村振興課長】

続きまして、農地中間管理機構の関係と、中山間地直払の関係について、少しご説明させていただきますと思います。機構の活用、ご指摘のとおり、長野県内、なかなか進んでいないというのが実態です。7,000ヘクタールほどの借り手、借りたいよという人たちがいるのに対して、現在のところ、2,300ヘクタールほどの出し手、貸してもいいよっていうことでいっているということで。借り手の希望に対して、まだ全然充足していないというのが現実の状況です。

この要因につきましては、4つほど原因があるのかなというふうに思っています。1点目は、出し手の皆さんに対して、まだまだ制度の周知がきちんと図られていないということ、安心して借りられる制度ですよというところが、現実にこう伝わっていないというのが一つであるのかなというふうに思っています。

2つ目は、出し手の皆さんの情報自体が少ない。人・農地プランというプランを立てて、農地の流動化を進めようということをやっているんですけども、現在、296のプランが全部の市町村できています。ただ、このうち、出し手の出してもいいよっていう情報が入っているプランは149ということで、半分にとどまっているというのが今の現状ですので、この辺のところを解決していくのが一番大切なポイントなのかなというふうに思っています。

また3つ目、3点目としては、長野県は、ほかの平坦地に比べて中山間地域が多いとい

うことと、園芸作物、果樹、樹園地ですとか、なかなか流動化をさせづらい品目が栽培されているということもある。この辺も進んでいない要因の一つかなと。さらに円滑化事業というような形で、機構事業とは別の農地流動化施策も同時に動いていまして、こういったことからの移行も進んでいないというような、大きく4つのことが課題になっているのかなというふうに考えています。

これから機構の活用、さらに推進していくということが重要になっていくというふうに考えておりますので、先ほどありました土地改良事業ですね、基盤整備の部分との連携の強化ですとか、ネックとなっています樹園地での農地の流動化、農地の継承、こういった部分のところを、機構が一時保有するというような、そういった取組をする中で、今後、進めていかなければいけないなと思っていますし。さらに、農地利用最適化推進委員というようなことで、農業委員会の方向が変わりましたので、こういった皆様方とぜひ連携をして、中間管理機構の活用を進めていきたいというふうに考えているところです。

続いて中山間地域直払の関係ですけれども、直払事業についても、ご指摘のとおり、右肩下がりということになっております。これにつきましては、それぞれの地域で協定を結んでいただいて、ここの農地を守っていきますよというふうにやっていくんですけども、なかなか、高齢化が着実に進んでいるという中で、一旦その高齢化で1人が抜けちゃうと、これまでは、5年間さかのぼって、支払ったものを返還しなければいけないというようなことで、制度的にも少し問題といえますか、課題があったというようなことがございました。今回、その辺の部分が解消されて、一部、その当事者だけでというような部分に変わってきていますので、こういった部分を、制度の改正等についても、集落の皆様へ丁寧に説明をする中で、何とか中山間直払の面積確保というような部分もあわせて進めていきたいなというふうに考えているところです。

【農地整備課平林企画幹】

それでは、基盤整備の関係につきまして、農地整備課からご説明したいと思います。まず中間管理機構を活用した基盤整備につきましては、委員のご指摘にありましたように、国の基盤整備の制度の、より有利な制度というものは、もうそういう方に移行してきているのは事実でございます。土地改良法も5月26日に改正になりまして、現在、国では6ヶ月以内の公布をめざして、制度の詳細を検討していると聞いております。そこら辺がはっきりしてきますと、長野県とすれば、活用できる地域ではぜひ積極的に活用していきたいと考えておりますので、そんな取組をしたいと思えます。

それから、中山間地域での基盤整備のご意見が出ましたけれども、この5ページの資料の中段のところのめざす姿にも書いておきましたが、それぞれの地域でめざしている、その販売品目、経営規模、地形条件、そういったようなものをしっかり踏まえて、地域に合った基盤整備をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

【小林会長】

ありがとうございました。では続きまして、清沢委員、お願いいたします。

【清沢委員】

条例の名前が食と農業農村振興条例、それに伴う計画ということで、今回、農業・農村のほかに食を入れたということは、当たり前って言えば当たり前ですね。我々、どうしていままで気がつかなかったというふうに思うくらいであります。食を大上段に掲げて入れたということになると、食材という、食材・食料という話もあると思いますが、やっぱりそうはいつでも食べ方というはあるんだろうなと。そこまでやっぱり深く掘り下げていかなければ、あまり関心のない食の項目ということになってしまうのではないかなというふうなことを思います。

それから、さっき、骨子案の中で一番最後のページで見せてもらいました、中核的経営体、それからその他農業経営体、自給的農家というようなことで出されています。中核的経営体は、面積的にはもう4割近くで、稼ぐお金はもう7割5分、75%というようなことで、そういうふうには書かれていますので、ある意味、中核的経営体がこれから、どういう言葉を使おうか、トップランナーとして育てて、育ててというか、もう育てているわけでしょうから、力を入れてどういう政策を入れていくかということも、当然、必要なことであります。

もう一つやっぱり、その人口的なボリュームでいうと、やっぱりその他農業経営体、自給的農家とかね、その辺というのは、やっぱりボリューム感があるんですね。そういう意味で、この人たちを無視した計画というのはできないわけですよ。この人たちを無視しないで、この人たちが、ある意味、「農は国の基（もと）」というか、そういうその農業を支える、生活的な価値観を持ってくださっている人たち、農業を応援してくださる人たちが、この人たちだというふうなことを思うんですけれども。そういう意味で、ではトップランナーと同じ政策をしていっていいかという、そうでもない、きっとね、ないと思うんですね。その二面的というか、両面から見た政策の立て方というか、立てつけ方というかな、それがやっぱり必要だというふうなことを思います。

それから、土地的なことで見ると、この農地的な、真ん中のグラフの中で見ると、耕地もあるし、その耕作放棄地、あるいは土地持ち、不在地主というようなこともこうやって書いてありますけれども。やっぱり書けば、それぞれに対するその政策をどう打っていくか。例えばその土地持ち非農家の、これ、12%もあるんですね、耕地のうちのね。そういうこともちょっと必要なのかなというふうに思います。

耕作放棄地について言えば、今、それぞれもうお話もありましたけれども。例えば農政部の、これは範疇ではないのかもしれないけれども、私もちょっと行ったのが、フランスにあるジャルダン・ド・ココルニユという、そのNPO法人で、要するに社会から排除された人たち、例えばホームレスの人たちとかね、そういうような人たちが、NPO法人を

つくってそこで働いてもらう。そこで働いてもらって、何か農産物をつくってもらって、それを契約している消費者、社会的に助けてくれるっていいですかね、理解してくれる消費者に売るといようなことで、耕作放棄地を土地利用しているということですよ。

それから、この前、宮坂さんの議事録を見ますと、リビルディングという言葉が使われましたけれども。同じ意味でね、リアグリランドというように、自由に若い人がその土地を利用して農業生産をする。あるいは消費者も巻き込んでそういうことを、楽しんでというように。そういうように、耕作放棄地を活用する。今までの観点からじゃなくて、ちょっとすき間からっていいですかね、見た耕作放棄地のあり方みたいなものも考えたらどうかというように思います。

それから、やっぱり私どものところもあります、中山間地域農業をどうするかという話というのは、本当に長野県とすれば大真面目な話でありまして。私どもに生坂村というのがありまして、ここには、外から、村外から、あるいは都会から、その参入してくれる若い人たち、村へ来てもらう若い人たちを呼び込む手段として、ぶどうを媒体としましてね、年間150万円の補助を出して、生活補助ですね、を行ってやってきたというのは、もう15、16年前からかな、10年前くらい、それが、多分、国の青年就農給付金の、私、もとなつたんだと信じていますけれども。

そういうふうにして、当時は、村の中でも、異論を唱える人も大勢いたわけですが、まあまあ、今ではもうきちんと、もう産地化になって、この前は村会議員も青森から来ている人が当選したんですよ。そのくらい理解も進むようになってきたというふうなことを思います。だからそういう意味で、ああいう、何ていうかな、土地もない、本当に桑畑を再開発した、そういうところですが、中山間地農業、やる気のある人がいて、そしてそのリードしてくれるということが、本当に大事なことなんだろうと、人材がいてくださることがとても大事なことなんだろうと思います。ですから、そういう人材をどういうふう育てて、どういうふうな観点でやっていくとかっていうのも、農政部、普及センターなどで、取り組んでいただけたらいいなということを思います。

それから、世代交代の話ですが、私は、これから農業に携わってくださる人たちっていうのは、もちろん先ほど言った中核的経営体というのはとても大事なことです。九州では、70歳現役社会っていうのを推進しているんですけども、九州と山口県。そうすると70歳まで働いて、そこで定年になって、それから農業を始めるという人も、もしかしたら出てくるのかもしれない。昔は100歳以上の人が、50年前は150人ぐらいしかいなかったけど、今、7万人いるわけで。そういうことから考えると、90歳を超えても現役で農業に取り組む人っていうのは、これから出てくるんだろうというふうに思うんですね。そういうことも考えた中で、何ていいですかね、農業主体、農業に携わってくださる主体の皆さん、それは、世代交代という意味では、経営の移譲という意味では、例えば農家子弟とか、あるいは定年退職者の農業に入っていく人たちについては、私はもともと、公的な補助をすべきだというふうに思っています。

例えば親父が使っていた農業機械は古くていけないから、新しくできるから、俺は農業に参入しようとかね、若い人たちが。あるいは定年退職者の人たちも、そんなことを思って農業に参入してくる。新規就農という意味では、そこにそういう公的資金を入れても、農業を守っていくということの観点も必要ではないかなということを思います。多分、今は金がないから県ではやらないだろうと思うけれども、災害対策についても同じことです。そうはいっても、やっぱり国民的理解といいますかね、県民的理解を、農業に対して公的補助を入れるということ、直接支払という観点、そういうものが大事だということの観点を醸成していくということは、とても大事なことだというふうに思います。以上です。

【小林会長】

ありがとうございました。今の清沢委員のお話で、この最初のA4のペーパーの6ページですか、本県の農業生産構造の状況、これ、非常に、何ていいますか、いろいろな示唆を含んだペーパーだと思うんですけども。一つはやはり、中核的経営体が、その数、農地面積、産出額っていう中で、これだけのウエイトを占めているんだという、その実態をやっぱり明らかにするという意味はあると思うんですね。それで、やはりそういった中核的経営体の中で、さらにトップランナーという人たちを育てることによって、全体のこの農業生産をさらに発展させていくという、多分、こういった狙いがあると思うんですけども。

一方で、委員のお話があったように、自給的農家も半分を占めているという、こういった人口というか、人の力ですよ。こういったものもあり、それから真ん中の農地でいけば、耕作放棄地を含めたこの農地をどういうふうに持っていくのかという、これは大きな課題。

そうすると、全体の計画をつくっていくときに、こういった形で産業政策としての農業の位置づけを大きく取り上げて、そこでの課題を解決するという流れのペーパーとしてこれがあるのは非常にいいんですけども。その自給的農家とか、耕作放棄地って、こういった農地に対する政策も実はあるわけですね。今、議論になっている。農村問題あり、いろいろな問題ありという。ですから、これから計画をつくって、それをいろいろな人に示していくときに、やっぱり農業以外の一般の人にもよくわかってもらうというのは、これ、今回の一つの大きなポイントになりますので、できればそういった、全体の農業・農村・食料、食の問題ですね。こういった、バランスよくこういう形で体制に盛り込まれているんだと。そういうところにこういう政策のスポットが当たっているんだという意味では、このペーパーに、さらに今のご指摘のあったことを含めた、わかりやすい説明材料というのをつくっていくのも必要かなと、ちょっとそんな感じがいたしました。県のほうから説明がありましたらお願いします。

【北原農政部長】

今の清沢委員、それから小林会長さんのご指摘、まさにそのとおりです。その中で私ども、農業と農村と食という3つの切り口を、ある程度、めり張りをつけてという考え方を打ち出させていただいているというのはそこにあるわけですし。農業という世界で見れば、この今の構造の中での中核的経営体をどこまで伸ばしていくのか。その中で、いわゆる農業産出額を維持、さらには増加させるための施策をどういうふうに打っていくのかっていうところになるかと思えますし、その5年後のボリュームゾーンをどうするのかっていう検討をしたいというふうに思っております。

もう一方で、農村というふうになりますと、経営体といいますか、総農家戸数の部分が出てきます。私ども、次回には、この、いわゆる県内の集落という、集落の中でどういう、いわゆる総農家っていうものがどういう位置づけにあるのかっていうのも分析して、そういう中で、やはり、まだ長野県の中では集落ってところの中で、農家というところの存在の大きさ、さらには、一方では、そうはいても、5年後、10年後には、このボリュームは急激に減ってくるわけですし、そういう構造の中で、農家だけではなく、その地域に住む方々を含めた中で、どういうふう集落、農村というものを維持するのかっていう、その施策がやはり必要だという認識は持っております。その中でその将来的な数字というものはきちんと出していききたいと思っておりますし、その農業をやる自給的農家にしましても、今ある施策、農業政策としての施策というものは十分に活用できる、そういうものは、もう一方では手当てをしていく必要はあるんだろうと思っております。

それから、つけ加えますと、真ん中の農地の部分は、先ほど清沢委員ご指摘のあったとおりで、非常に、ある意味、悩ましいところなんです。いわゆる耕地利用の8万ヘクタール、ここの部分については、多少の減少はあってもきちんと維持をしていくという方向性もあるかと思うんですが。耕作放棄地、それから土地持ち非農家の部分について、どういう施策を打つかってというのは、正直、非常に悩ましい部分です。先ほど板花委員さんからのご指摘のような、ここの中には未登記農地も非常にここには多いわけなんです。施策を打つときの権利関係から始まりまして、その整理というのは、正直、県としてはあまり、農業委員会組織と一緒にやってきたという程度でして、ここに来てやっと国がいろいろな打ち出しをしてくるという状況ですので、そこはしっかりと私どもも、今後の方向性、どうしたらいいのかは検討しながらということですが。正直、悩ましい部分でもありますし、一方では、戻すべき耕作放棄地と、山に返すほうがよりベター、ベストであろうという耕作放棄地とがあるわけなんです。そういう意味でのめり張りのついた、他部局との連携によります施策というものも、一つの選択肢として必要なんだろうとは考えております。

【小林会長】

ありがとうございました。それでは続きまして、織田委員、お願いいたします。

【織田委員】

今日は、前半の視察ですね、それでちょっとすごい感銘を受けまして、農業ってこんなに進んでいたのかというのが、もう少しこう、農業をなさっている方が家庭内農業という感覚をちょっと持っていたものですから、すごくグローバル的な考え方で、環境対策もなさっていて、長野県の農業、すごいなというふうに思いました。

ただ、そこで一つ、気になったのが、その人材の確保のところなんですけれども。上條さんもところも、あづみのほうも若い方がいらして、日夜頑張っていて、これから頑張りますなんておっしゃっていたので安心したんですけれども。高齢者とか、それから定年退職をこれから農業にという話が盛んに出ているんですけれども。やっぱりこれから、もしかしたら年金問題と絡めて、もしかしたら70歳か65歳以上でなければ年金ももらえないといったときに、それまでどこかで勤めなくちゃいけないという状況も生まれてくるんですね。そのときに、農業のよさというのか、農業によってもう一度収入を得られる、その間の収入を得られるというようなよさというのをもう少しアピールして、Uターンといいますか、Iターンをなさるような、都会の、大きな企業というか、都会に勤めていらっしゃる方にそういうPRをぜひ、銀座NAGANOのあの店舗ですかね、あそこを活用しながら訴えていかれてもいいのではないかなというふうに思っています。多分、年金の問題と、ちょっとこれ、かなり絡んでくる問題がちょっとあるのかなというふうに思って、それを感じました。

それからあと、食のところが、今回、前面に出たというのは、消費者としてとてもありがたかったんですね。あと、先ほどの機能食品のことについてなんですけれども。今、いかにして、特に団塊の世代、これからどんどん高齢になってきますけど、いかにして食によって健康を保っていく、延命じゃなくて、寿命を保たせていくかというところがかなり課題になっていまして。この間もちょっとその講演なんかお話を聞きましたら、例えばそういうきちっとした、3要素が含まれた野菜とか、それからお肉を食べることが長生きの秘訣だなんていうお話を聞きますと、そういう、今、足りなくなっていた要素がきちっと入っている野菜とか、そういうのが、長野県産として収穫していますよ、提供できますよというPRというのは、これからの高齢者にとっては、すごくいいことではないかな、そこに需要がすごく増えてくるようになるかなというふうに思っています。そこら辺、分析しながら、訴えていかれたらどうかなというのはいちよっと思っています。

それとあともう一つは、畜産のほうなんですけど、長野県の農産物に関しては、かなり全国的なレベルで、もう長野県と言えば野菜というふうになっていますけど。畜産のほうに関しては、ちょっと、二番手、三番手というイメージがありますので。長野県に住んでいるながら、長野県産のお肉って、意外と食べられないんですね。よくスーパーとかへ行きますと、例えば鹿児島産とか、違うところの物が、その買いやすい、消費者にとって買いやすい値段で出ているということがあるんです。ですから、もう少し、長野県の牛肉も信州プレミアムというふうな形で出していますけれども、県民に食べやすいお値段でもう少し

出せるような部分を、ぜひ、生産者にお願いしたいなと消費者としては思っていて、それで、お肉を食べることは長生きになるそうですので、ぜひそこら辺を考えていただければということと、食のほうですね。

それからあと、農業のほうで、長野県の農業、もうちょっと安定的にしていくために、例えば修学旅行なんかを、今、実際、来ていますけれども、もう少し都会の高校とかの修学旅行に、ぜひ長野県に来てほしいと。それと農業と観光ですね、例えば温泉地とうまく連携しながら、温泉地のところを活用し、そこに泊まりながら農業体験をしてもらうという、そういう修学旅行のコースを少し考えていかれてもおもしろいかなというふうにちょっと思っていて。それによって、長野県というよりも、日本の農業そのものを学生が考えてくれる機会になればいいかなというふうに思っています。

それともう一つ、私、生産のほうなんですけれども、盛んに麦・大豆・そばの県オリジナル品種の生産拡大と安定供給とか、それから信州の伝統野菜の生産・加工の安定と認知度の向上というところが書かれておりますけれども。これ、ありがたいことなんです。もう一つ、この間、ちょっとテレビを見ましたら、種子法廃止法という法律が出ていて、それがこの伝統野菜とか、麦・大豆の県オリジナル産の種子が、もうあまり保護しなくてもいいみたいな話がちょっとされていたんですけど。そこら辺とのちょっと関連をまた後で説明していただければいいと思いますけど。その法律との兼ね合いで、ちょっとそこら辺をもう少し検討なさってもいいかなというふうにちょっと思いました。

それともう一つは、技術的にはすばらしい、技術機関、関係研究機関を持っていらっしゃるということなので、ぜひ、その職員さんたちが途切れないように人材を確保していただきたいと思いますと思っています。優秀な人材ですね。そんな研究機関のほうの職員さんの確保というのをぜひお願いしたいと思います。以上です。

【小林会長】

ありがとうございました。それでは宮坂委員、お願いします。

【宮坂委員】

私は、農村・農業・食、この3つについて、ちょっとお話しさせていただきたいと思います。菅沼さんがおっしゃったように、世代交代がとてもやっぱり、今、すごい重要な問題で、私も、今、主人の両親と4人で住んでおまして、息子が帰ってきました、3人になります。息子からは早く出ていけって言われますし、主人は社長を交代しろって言いますし、父は父で90になりますが、まだかくしゃくとして、私がやっていた時代はなんて言うものですから、家の中もちょっとギクシャクするかなということで、早く世代交代はしたほうがいいのかというふうに私も思っておまして。80過ぎたら少し悠々自適に過ごしてもらえたらいいななんていって、我々はそうしようというふうに言っておまして。

実は2週間前、週末に金沢でC C R C、Continuing Care Retirement Community、C C

RCを見てきました。これは、A3の1ページに書いてあります、障がい者や高齢者など、多様な人材の雇用を支援、まさしくこちらのことですね。これ、1960年にアメリカで考えられたもので、三菱総研の松田さんが盛んに全国を回って講演をしていらっしゃいますけれども。継続的なケアつきの高齢者って言うんですけれども、それだけではなくて、この金沢にある佛子園、佛って「ほとけ」ですね、子どもの「子」に「園」、佛子園というところが、この佛子園の理事長さんが、おじいさんの時代から障がい者と一緒にとともに暮らしていて、今や彼は、ビール工場、それから農業、それから牧場、いろいろな施設の運営をしながら、シェア金沢、シェア金沢っていうのは、そういうコミュニティ施設なんですけれども、そこには、温泉を掘って、それからレストランもつくって、コインランドリーもつくって、ジャズバーをつくって、それから子どもたちがフットサルをやる体育館もつくって、そしてキッチンスタジオをつけているので、みんなでお互いに助け合いながら来ているんですね。

なかなかその、皆さんも、日本って言うとうちでも3世代で暮らして、子どもが親を見、親はおじいちゃんを見つというふうな形になっていきますけれども。なかなかそれがやっぱりうまくいかない、大変だというのが、多分、私だけではなく、皆さんの近隣にもあるかと思うんですけれども。それを、そんなに障がい者って、障がい者っていうか、介護が必要ではないような70代とか80代のお年寄りが、一人住まい、もしくは二人でご夫婦で住んでいて、そこへ町の、村のというか、村じゃないですね、町の子どもたちが学童保育でも利用する場所。それから障がい者がその中の施設をお掃除したりとか、お年寄りのケアをしたりとか、あとは産前・産後のケアをする場所とか、いろいろな施設があって、デイサービスもあるし、シェアハウスもある。そして、そのレストランがあるんですけど、レストランの横では、大学生、大生とか美大生なんかもそこに住んでいるんですけれども、少しお安く皆さんに貸してあげる。そのかわり、学生たちはお年寄りのケアをする、面倒を見る、話しかける、共同生活ですね、一緒にご飯を食べる。レストランで、そこで佛子園がつくる生産物、お野菜だとかお米なんかを使ったキッチンスタジオを設けるというようなことでやっているということ。

この1ページと、この7ページの直売所、それから農産物の生産・出荷、それからお料理、それから移動販売、このあたりが全部かかわってくると思うんですけれども。食が結ぶしあわせな暮らしを、そのCCRCが展開していくということで、これは本当に、早速、中島副知事にもメールしたところ、長野県でもこの佛子園に就職をなさった方がいるとお聞きしましたけれども。なるべくそういう方たちが多く学んできていただいて、長野県にもそういうような施設がたくさんできるといいのではないかという、農村コミュニティですね。

それから4ページになりますけれども、4ページの農業に頼らない病虫害防除、このあたりの技術開発ですね。そのあたりに関しましては、辰野の川島小学校の体育館で、今度、映画会があるんですけど、「100年ごはん」という映画があります。これは、大林宣彦監督

のお嬢さん、千葉英さんが、九州の臼杵から頼まれてつくったドキュメントなんですけれども。土づくりをするということで、町の人たちとともにいい野菜をつくる、健全な魂は健康な食べ物から、健康な食べ物は健全な土からということで、土づくりをしまして、これ、全国に売っているという、そういう方のドキュメントが今度ありますので、ぜひまたこれも見ていただきたいと思いますけれども、このあたりではそういうことになるのかなと思います。

この日は、上映会と、それからお食事、火でご飯を炊いて、トークショーをしながら、大林さんも来てくださって、多分、いいお話が聞けると思って、こういういい活動はできているし、この発起人になっている市川さんという女性は、東京から息子さんを連れて、アトピーがひどかった息子さんを連れて、3歳のときに辰野に住みついて農業をやり始めました。今は、農村民泊を实际やっています。息子さんは、シングルマザーで大学へはちょっと行かれないということで、インドネシアの大学へ行かれて、インドネシアの大学を4年間完全に出たのは日本人で彼一人のようですけれども、ここで戻ってきて、インドネシアの人に、日本の、信州の食材を提供したいとあって、何か、今、活動をしていらっやいます。

それからもう一つ、6ページになりますけれども、国際的なイベント、オリンピックなどと書いてありますが。私は、「おいしい信州ふード（風土）」のお仕事をさせていただいている関係で、イタリアのブラにあるスローフード協会、いわゆるスローフード協会の発祥の場所ですけれども、そちらのイタリア食科学大学という大学がありまして、この大学院生が、5月の連休に16人のグループが、能登のほうと信州のほうと、2グループに分かれて来ました。信州では、真澄さんへ行きたいということだったので、うちの蔵人の宿舎があいていましたので、蔵人の宿舎に泊まっていたら、3泊4日で信州の食を学んでいただきました。

おそば打ち、それから寒天、発酵、お味噌とお酒ですね。それから鹿食免（かじきめん）、いわゆる諏訪大社の鹿食免の勉強をしていただきました。毎晩、うちで食事をしたんですけども、農協さんのほうからいっぱい、お肉だとか、きのこだとか、信州らしいものをたくさんいただいたので、アスパラもありましたけれども、それを全部、みんなで調理しました。そして、諏訪は海苔の文化もありますので、手巻き寿司をしたり、天ぷらをしたり、いろいろそういう食を学んでいただいて、そして新潟の燕三条へ行き、山形へ行き、そして山形で能登と信州のグループの会議をやってイタリアへ帰って行きました。でも皆さん、イタリアの方たち、とても信州の食材、喜んでくださいました。

下のほうに、海外での販売・PR活動と書いてありますが、なかなかこのPR活動、なかなか、金銭的にもかかりますし、あと流通、どなたがどのような形で持って行って、どういうふうに販売するかっていうのが、とても難しいことだと思いますので、まずは、やっぱり海外の方たちに来ていただいて、そういう体験をしていただいて、食の体験をしていただくということが、またオリンピックに向けての、ちょっとこう、住民段階として

できるのではないかなというふうに思いました。以上です。

【小林会長】

ありがとうございました。お二方から非常に広範なご意見をいただきました。農業だけに限らず、さまざまなところと農業との関係に関するお話もありましたので、この会合の、何ていいますか、範疇だけじゃなくて、県の総合計画とも絡むんだということは伺いましたので、そちらへまた配意をよろしくお願ひしたいと思いますが。

この中で、例えば畜産物、水産物の、その実際の供給の、何ていいますか、面でのちょっと課題とかっていうようなご指摘もありましたし。また、いろいろな、CCRCを含めたそういった活動に、農業としてどういうふうに取り組んでいくかっていうのも、一つのくくりだと思うんですね。その辺について、もし、現段階での方針等ありましたらお願ひいたします。

【北原農政部長】

畜産物、水産物の部分については、まず水産物は、内水面の県ですので、そういう意味では、養殖魚の信州サーモンと大王イワナ、かなり評判もよく、一時、ニジマス生産で大変だった業者さんたちも持ち直し、それから海のない県での高級魚ということの中でのブランド化もできてきているのかなということで、これはしっかりと生産拡大をできる、これ、種苗供給は水産試験場からの供給でないとできないという魚ですので、そういう点では、観光との連携の中ではしっかりとやっていきたいなと思っております。

それから畜産については、ご指摘のとおり、ちょっと長野県、よその県、いわゆる農業県の中では、畜産のシェアが低い、ちょっと弱い県だなというのは、分析の中で改めて、私ども、認識をしております。そういう点で、もう一度、畜産振興について、しっかりと考えを整理していかなければいけないんじゃないかというふうに思っております。

ただ、1点、豚と、それから牛肉とですと、やっぱり県によつての消費構造の違いっていうのがまだまだ大きくありまして、長野県においての牛肉の消費っていうのは、非常に、正直、低い。そういう中で、畜産農家がどこに活路を求めたかと言えば、やはり京都・大阪の関西圏できちんと価格をとるところになってきているというのが現状でございます。一方で、豚肉についてはやはり、少なくとも長野県内での消費について、県内の畜産物で一定の供給責任が果たせる量というのは必要なんだろうなという認識は持っておりますので、今後の計画の中でしっかりと考えていかなきゃいけない課題というふうに認識しております。

それからCCRCについては、なかなか、県全体の中でも、どこまでの取組をしたらいいいのかというのが、正直、まだ、各市町村レベルでも考え方の試行錯誤をしているというのが現状なのかなというふうに思っております。ただ一方で、農業の中で、今の農福連携を含めて、それから一人多役の中での、地域へ入つての農作業ですとか、それから農業以

外のそれぞれの生計の基盤を持ちながら、その地域で農業をやっていただく方とか、いろいろな、多様な方々が増えてきておりますので、雇用の面での農福連携ですとかも含めて、そこは、ここに書いてある内容をもう少し、次回までにいろいろなふくらみを持たせたいなというふうに思っております。

【小林会長】

ありがとうございます。まだまだ意見交換いただきたいところですが、ちょっと時間がそろそろ迫ってまいりましたので、今日はこの辺で取りまとめさせていただきたいと思っております。非常に広範なご意見いただきました。今回のご意見を加えまして、事務局のほうで計画素案の作成を進めていただきたいと思います。

今日の議論の中で、例えばその経営体のあり方という形で、もちろんいろいろな議論がありましたし、これからやっぱり、どういった経営をめざすのかというのは、非常に大きなポイントだろうと思っております。最近、例えば法人化ということにつきましても、では一体その法人化っていうのは一体どういう内容なんだとか、法人化によって出てくるいろいろな課題があるものですから、そういったものにどうやって応えとか、そういった議論が当然のことながら出てきておりますし、農地につきましては、レンタル性ですね、これをどうやってカバーするか等々の課題が残っておりますので、そういったところをよく、わかりやすくといえますか、具体的な方向性ができるような検討をしていただければと思っております。

それから農地の問題について、特に耕作放棄地、未登記等々の問題が出てきております。これもなかなか難しい問題なんです。ただ、やはり農地だけじゃなくて、林地や、最近では特に宅地ですね。それから住宅、こういった問題が、当然、出てまいりました。おそらく農地だけに限らない、どうやってそれに応えるかというのが、全体的なテーマになっていくと思っておりますので、おそらくこれも県全体としての課題の一環になろうと思っておりますので、今回、この場で議論するのはあれですけども、そういったところもこれから十分検討していただく課題かなと思っております。

それから、今日、ちょっと流通関係の議論が、ちょっとあまりできませんでした。前回、堀委員からも相当出ておりますので、今日はあまり出なかったんですけども、この取りまとめに向けて、またいろいろ留意していただければと思っております。

それでは、そんなことでよろしく、次回に向けてご検討をお願いいたします。

(3) その他

【小林会長】

最後に、その他の関係につきまして、事務局からよろしいでしょうか。

【中村農業政策課長】

はい、ありがとうございます。それでは、今後の予定ということで、冒頭もちょっと申し上げましたけれども、本日、実施したのと同様の現地調査、7月12日ということで東信地区、18日に南信地区、伊那でございますけれども、実施したいと考えておりました。日程、ちょっと押さえさせていただいてしまったものですから、皆様方におかれまして、ご都合のよいところでご出席いただければと思います。両方でも構いませんし、1回のみでも構いませんということで、できるだけご参加いただければと思っております。

それから10月下旬までの答申に、あと2回の審議会を予定しておりました、冒頭申し上げましたけど、第4回目は、8月の下旬ということで、今、8月29日から31日ぐらいで調整をしておるところでございます。また、5回目につきましては、10月の下旬ということで、これは、また改めて考えておりますけれども、大体、10月23日からの週ぐらいを考えておりました、またお尋ねをしたいと思っております。

今回は、昨年度、28年度の取組の状況と、次期の計画の素案、今日、ご意見いただいたものをもう一回構築し直して、素案として皆様方に見ていただこうかなと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

【小林会長】

ありがとうございます。それでは、これからの日程、皆様、お忙しい中、恐縮でございますけれども、よろしく願いいたします。では本日は、これで審議は終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

4 閉 会

【斎藤農業政策課企画幹】

それでは、小林会長、ありがとうございます。それでは、最後に北原農政部長からごあいさつを申し上げます。

【北原農政部長】

ただいま、大変濃密なご審議をいただきまして、ありがとうございます。骨子案で大きな方向性につきましては、それぞれの委員さんのほうからのご意見の中では、大きくはこのような方向の中で進めさせていただいてよろしいのかなというような、事務局としての認識を持たせていただいたところでございます。

今日、さまざまなご意見、頂戴いたしました。また、さらに、今日ご欠席の委員の皆様方からもご意見を頂戴しております。そういうものをしっかりと踏まえまして、次回の審議会のときには、計画の素案という中で、より、もう少し踏み込んだ内容でのご提案をさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく引き続きのご審議のほど、

ご指導のほどをよろしくお願ひしたいと思ひます。

本日はどうもありがとうございました。

【斎藤農業政策課企画幹】

それでは、全て終了いたしましたので、以上をもちまして平成29年度第3回長野県食と農業農村振興審議会を閉会させていただきます。大変お疲れさまでございました。